

### 172. 県民生産所得…(昭和32~33年)

県民生産所得とは、県内において各産業部門の経済活動によつて、新たに付加された価値、すなわち純生産物の価値を貨幣で評価したものを産業別に表し、さらに県外よりの純所得を加えたものである。

ここで「純生産物の価値」とは、総生産額から物的経費を控除したもので、物的生産（農業、製造業など）だけでなく、サービス生産（金融、不動産業、公務など）も含まれる。

(単位 百万円)

	数	昭和 32 年		昭和 33 年		対前年比
		実 額	構 成 比	実 額	構 成 比	
総	1	168 309	100.00	177 746	100.00	105.6
県内生産所得	2	143 420	85.21	149 874	84.32	104.5
第一次産業	3	48 709	28.94	48 799	27.45	100.2
農業	4	39 850	23.68	39 318	22.12	98.7
林業及び狩猟業	5	1 570	0.93	1 602	0.90	102.0
漁業及び水産養殖業	6	7 289	4.33	7 879	4.43	108.1
第二次産業	7	33 705	20.02	33 641	18.93	99.8
鉱業	8	425	0.25	638	0.36	150.1
建設業	9	6 968	4.14	6 595	3.71	94.6
製造業	10	26 312	15.63	26 408	14.86	100.4
第三次産業	11	62 780	37.30	68 645	38.62	109.3
卸売及び小売業	12	22 007	13.08	23 827	13.41	108.3
金融保険不動産業	13	6 205	3.68	7 413	4.17	119.4
運輸通信公益事業	14	9 219	5.48	10 064	5.66	109.1
サービス業務	15	19 052	11.32	20 571	11.57	108.1
公務	16	6 297	3.74	6 770	3.81	107.5
調整項目	17	△ 1 774	△ 1.05	△ 1 211	△ 0.68	-
県外よりの所得	18	24 889	14.79	27 872	15.68	112.0

### 173. 分配県民所得…(昭和32~33年)

分配県民所得とは、県内の居住者が労働、土地、資本などを提供して生産活動に参加することによつて受取るべき現金及び現物所得のうち、新しく個人に帰属した所得と、法人に純収入として留保された額を総計したものである。

これは勤労所得（俸給、賃金、歳費、社会保険料の雇主負担分など）、業主所得（個人企業主が事業運営から得た所得）、賃貸料所得（田畑小作料、地代家賃などの所得）、利子所得（個人が受取る貨幣、帰属利子）、法人所得などからなっている。

(単位 百万円)

	数	昭和 32 年		昭和 33 年		対前年比
		実 額	構 成 比	実 額	構 成 比	
総	1	168 309	100.00	177 476	100.00	105.6
勤 勞 所 得	2	83 491	49.60	90 670	51.02	108.6
農 林 水 産 業	3	4 738	2.81	4 366	2.46	92.1
そ の 他 の 諸 産 業	4	70 356	41.80	76 532	43.06	108.8
そ の 他 の 諸 産 業	5	8 397	4.99	9 772	5.50	116.4
個 人 業 主 所 得	6	67 238	39.95	68 592	38.58	102.0
農 林 水 産 業	7	42 901	25.49	42 451	23.88	99.0
そ の 他 の 諸 産 業	8	22 623	13.44	24 394	13.72	107.8
そ の 他 の 諸 産 業	9	1 714	1.02	1 747	0.98	102.0
個 人 賃 貸 料 所 得	10	3 699	2.20	4 387	2.47	118.6
個 人 利 子 所 得	11	6 017	3.58	6 903	3.88	114.7
法 人 所 得	12	7 815	4.64	7 124	4.01	91.2
県 内 所 留 保 出 余	13	3 421	2.03	3 325	1.87	97.2
県 外 所 留 保 出 余	14	4 394	2.61	3 799	2.14	86.5
公 営 企 業 剩 余	15	49	0.03	70	0.04	142.9